



9時10分 受領

令和5年12月5日

伊根町議会議長 佐戸 仁志 様

伊根町議会議員 大谷 功

## 一般質問通告書

次のとおり通告します。

| 質問事項        | 質問の要旨   | 質問の相手     |
|-------------|---|-----------|
| ○有害鳥獣対策について | 最近シカによる農作物の被害が増加してきた。さらに自動車との衝突事故も非常に多くなった。被害額も相当の金額になると想像する。道路沿いにシカ注意の看板設置や、大型捕獲檻の設置数の拡大、町民へのシカ対策の周知等対策の強化が必要ではないか。今後のシカ対策について町長の考え方を伺う。 | 町長        |
|             |   |           |
|             |   | 発言時間 約15分 |

(注) 1 質問の要旨は、具体的に記載すること

2 質問の相手は、町長、教育長とする。



- 5.12.5 -

令和 5 年 12 月 5 日

9 時 11 分 受領

令和 5 年 12 月 5 日

伊根町議會議長 佐戸 仁志 様

伊根町議會議員

山根 朝子

## 一般質問通告書

次のとおり通告します。

| 質問事項             | 質問の要旨  | 質問の相手 |
|------------------|--|-------|
| 加齢性難聴者に対する包括的支援を | <p>昨年の 9 月議会でも、加齢性難聴者に対して、補聴器購入費用の助成制度の創設について一般質問を行った。町長の答弁としては加齢性難聴者の実態把握はできておらず、難聴により困難が生じる人については障害者手帳の申請により補聴器購入の補助制度があること、また、補聴器の値段は数千円から数十万円と幅があるため、購入費の助成をするにしてもどれほどどの額を助成するべきか、調査検討が必要であるということであった。</p> <p>18 歳以上を対象とした補聴器購入費用の助成制度を実施している自治体は 2023 年 4 月 28 日現在 143 自治体で、助成額も 10,000 円から 137,000 円と幅があるが、2 万円、3 万円、5 万円の補助がそれぞれ 30 自治体となっている。</p> <p>補聴器の購入費を補助していくことは、難聴が認知症の一因であるといわれていることからも、その予防の対策の一つとして早急に取り組んでいく必要がある。しかし、加齢性難聴者の生活が充足するのは補聴器を購入することだけで終了というものではない。加齢性難聴者の実態把握は高齢者福祉改定の調査で項目に入れることができたのか、後期高齢者健康診査の質問票に難聴の項目を入れることはできないのか、聴覚検査を健診に入れることはできないのか。まずは加齢性難聴者の実態をつかむこと、そして補聴器使用になれるまでの相談や調整、電池交換などのメンテナンス、生活の質の維持など包括的な支援が必要である。町としてどのように支援に取り組まれるのか、町長の見解を伺う。</p> | 町長    |

発言時間 約 15 分

(注) 1 質問の要旨は、具体的に記載すること

2 質問の相手は、町長、教育長とする。



令和5年12月5日  
12時56分受領

令和5年12月5日

伊根町議會議長 佐戸 仁志 様

伊根町議會議員 上辻 亨

(印)

## 一般質問通告書

次のとおり通告します。

| 質問事項              | 質問の要旨  | 質問の相手 |
|-------------------|--|-------|
| 森林環境譲与税の有効活用について。 | <p>森林環境税は、令和6年度から国内に住所のある個人に対して課税される国税であり、市町村において、個人住民税均等割と併せて一人年額1,000円が徴収されます。その税収の全額が、国によって森林環境譲与税として都道府県、市町村へ譲与されます、森林環境譲与税の各自治体への配分は「私有林や人工林の面積」に応じた配分が50%、人口に応じた配分が30%、林業従事者数に応じた配分が20%となっています。森林が無くても、人口が多い自治体には多額の譲与税が配分されます。</p> <p>当町は約80%が森林であり、整備されていない森林も多くあります、山を守る、山を綺麗にすることで魚も増えると考えます。伐って、使って、植える健全な森林整備、保全が再び息を吹き返すことが期待されます、森林環境譲与税と従来の予算事業による既存施策の双方を推進することで、間伐、人材育成、担い手確保、町内産木材の利用などの促進を図る事が出来るのではないかでしょうか、当町でも、令和元年度から基金として積み立てておられますが、基金を有効に活用するべく、次年度以降、予定されている新たな計画はないのでしょうか。</p> | 町長    |

発言時間 15 分

- (注) 1 質問の要旨は、具体的に記載すること  
2 質問の相手は、町長、教育長とする。